

平成28年第2回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成28年 7月 1日（金）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	14番	池田	信博
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	15番	福田	晃
4番	佐々木	雅秀	10番	石田	茂春	16番	安部	和子
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一			
6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田	和久	定住対策課長	鳥井	登
副町長	池田	高世偉	農林水産課長	佐々木	千明
教育長	山本	和博	上下水道課長	田中	秀喜
総務課長	大庭	孝久	建設課長	山崎	龍一
会計管理者	池田	賢一	大規模事業課長	河北	尚夫
企画財政課長	渡部	誠	総務学校教育課長	八幡	哲
税務課長	池田	茂良	生涯学習課長	中林	眞
町民課長	名越	玲子	布施支所長	大上	一郎
福祉課長	長田	栄	五箇支所長	増原	和彦
保健課長	平田	芳春	都万支所長	春木	茂正
環境課長	藤川	芳人	企画財政課長補佐	石田	寛弥
観光課長	吉田	隆	総務課長補佐	野津	千秋

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1. 傍聴者 1人

1. 議員提出議案の題目

発委第 3号 緊急事態基本法の早期制定を求める意見書

発委第 4号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書

議事の経過

○議長（高宮陽一）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11時13分）

日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の、議第61号から議第70号までの補正予算案及び
条例関係等10件と、請願・陳情等5件並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項
を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等につ
いて、委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長：7番 齋藤幸廣 議員

○7番（齋藤幸廣）

それでは、総務教育民生常任委員会の審査報告を行います。

委員会開催日は、6月10日、13日、29日、30日の計4日間であります。

付託案件・審査結果については、別紙の「審査結果報告書」のとおりです。

付託案件の審査の中で、特に議論が集中したものについて、意見・指摘した事項などを報告します。

まず、議第61号「平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算(第1号)」についてであります。

商工費の布施地区観光施設管理運営事業95万4,000円の補正は、布施のダイビング施設に関する委託費用などであります。これは、平成18年度から指定管理者として施設の運営・管理をしてきたアジア・シーの代表者が平成27年に急逝されたため、新たな指定管理者を公募していたが応募がなく、平成28年度には布施支所が直営で運営しております。7月から10月の期間に限り、隠岐ジオパークツアーデスクに業務委託し、業務内容を縮小して再開するための補正であります。

平成27年度の施設利用者は、442人で、その85%、377人はダイビング客であり、ライセンス取得が主な目的であったようです。

平成28年度は、ライセンス取得の客は受け入れることが困難なため、インストラクターが同行するダイビング部門30名、マリレジャー部門20名を4か月の営業期間で受け入れる見込みであること、29年度は指定管理による運営を目指し、再度9月中旬頃に公募することとあります。

委員からは、マリレジャー部門に関してツアーデスクは経験豊富であり、もっと積極的に集客に取り組むべきである、また事故時の対応を整えておくことなどの指摘がありました。布施支所からは、ツアーデスクと協議を重ね、事故の無いよう、また利用者増につながるよう事業を進めたいとの答弁がありました。

教育費の文化財保存継承事業207万円は、本年4月9日に八百スギの上部太枝数本が崩落、頭頂部から5mから10mの間の幹部の半分近くが剥落し参道を塞いでいました。落下物はすべて撤去し、参拝者は迂回する措置をとっていましたが、6月5日の御霊会が控えており、早急な対応が必要となったものであります。

対応方法は、八百スギの再生工事と、崩落の危険がある枝をワイヤーでつり上げるもので、実施主体は八百スギの持ち主である玉若酢命神社であり、文化財保存継承事業補助金として、町が6分の5を支援するものであります。

委員からは、神社は保険に加入していないか、今回の再生工事・つり上げ工事の部分の耐

耐用年数は、などの質問がありました。教育委員会からは、保険には未加入のため資料提供等を行い加入を促していく。また、樹木医からの説明では「環境にもよるが10年から15年の耐用年数はある。」ということだが、毎年のモニタリングで確認を行いたいとの答弁がありました。

次に、議第63号「隠岐の島町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」についてであります。

全国的に学校におけるスマートフォンなどを使用した陰湿ないじめが急増し、教育委員会の初期対応の不手際がマスメディアで報道されました。隠岐の島町でも重大ないじめが発生した場合に備え、条例を制定するものであります。

その内容は、通常はいじめ問題対策連絡協議会がいじめ事案に対応しますが、教育委員会が重大事案と判断した場合は、町長に報告した上で調査主体を学校にするか、教育委員会にするかを判断するものであります。

教育委員会が主体となった場合は、弁護士・医師などを構成員とする「いじめ問題調査委員会」が調査し、結果を町長に報告する。町長が再調査が必要と判断した場合は、県から派遣される弁護士・精神科医などを構成員とする「いじめ問題検証委員会」が再調査をし、議会などに報告することとなっています。

委員からは、今回の条例で設置される委員会の委員に、学校の評議員や評価委員にも参加をしてもらってはどうかとの意見がありました。

教育委員会からは、評議員は、五箇小、五箇中学校にのみ設置しており、評価委員は学校長が学校教育全般についての評価を依頼する方々である。保護者代表としてPTAから参加することになっており、評議員・評価委員からの参加は考えていないとの答弁がありました。

委員会としては、対応のための組織を作るのはいいが、万が一問題が発生したときは、迅速な対応ができるよう指摘しました。

次に、所管の調査事項についてであります。

4月20日に可決・成立した「有人国境離島地域の保全及び特定国境離島地域にかかる地域社会の維持等に関する特別措置法」について企画財政課から説明がありました。その内容は、国の所管部署は内閣府の総合海洋政策本部であり、体制強化のために各省庁から出向、島根県からも8月1日付で職員が派遣されるとのことです。国の具体的方針はまだ定まっていない状況ではあるが、平成29年度の予算編成に向けて、県は隠岐4町村からのヒアリング6月実施を元に、7月には県の基本計画を策定するとのことあります。

委員からは、県としては、隠岐4町村がもっと協議を重ねるべきだと言っている。国の方針が定まっていないことをチャンスと捉え、積極的に働きかけるべきである。町の姿勢に積極性が感じられない。内閣府に直接情報を求めるべきではないか等の意見がありました。企画財政課からは、県のヒアリング時には4町村が同じテーブルで要望や意見を出している。直接ではないが、県を通して国の情報を得ている等の説明がありました。

委員会としては、委員の意見にもあったように、早急に4町村が情報の交換、協議すべきと指摘をしました。

次に、請願・陳情等についてであります。

「緊急事態基本法の早期制定を求める意見書提出を求める請願」については、国境離島である本町において、緊急事態基本法の早期制定が必要であるとの意見が多数あり、本請願については「採択」といたしました。

「ふるさと納税制度の取組み強化・改善に関する要望」については、地元事業者からのふるさと納税制度に関する要望は、その趣旨に大いに理解できることから全会一致で「採択」としました。委員会としては、所管の企画財政課だけではなく、農林水産課や観光課など全庁的に取組むこと、また地元事業者も魅力ある商品開発に向けて、行政や事業者間で更に連携して取組むことを望むものであります。

「青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出に関する請願」及び「保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める陳情」については、引き続き調査が必要なため、継続審査といたしました。

所管の調査・研究事項については、引き続き調査・研究をいたします。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（高宮陽一）

次に、産業建設常任委員長：3番 安部大助 議員

○3番（安部大助）

それでは、産業建設常任委員会の審査報告を行います。

委員会は、6月14日、15日、29日、30日の4日間開催いたしました。

付託案件は審査報告書のとおりです。

平成28年度一般会計補正予算（第1号）及び工事請負契約等の審査において特に議論があったこと、意見、指摘した事項などについて報告いたします。

教育費の「ジオパーク中核施設建設地調査事業」についてであります。

ジオパーク中核施設については、隠岐ユネスコ世界ジオパーク全体構想において汽船場上屋隣の駐車場を建設予定地とし、地盤調査を行うための費用です。

委員からは、「大規模事業課で新市街地基本計画策定を進めようとしている中で総合的に考えるべきだ。」、「建設計画よりも先に港周辺のランドデザインをつくるべきだ。」、「不安定な地盤の上に建設することは明らかに危険で予算の無駄となるのではないか。」、「発着所付近だけでなく、ピア跡地や隠岐自然館などの有効活用も含め、ジオ中核拠点施設予定地を検討すべきだ。」などの意見がありました。

観光課からは、中核拠点施設の機能や観光客の動線を考えると現予定地が望ましいと答弁がありました。

また、新市街地基本計画については重要であることと認識しており、大規模事業課、建設課、定住対策課と引き続き連携しながら進めていくとの説明がありました。

委員会としては、まずは港周辺の整備、既存施設の活用なども含めたランドデザインを定めてから進めていくべきであると考え反対多数で「否決」といたしました。

議第 64 号、議第 65 号、議第 66 号の工事請負契約の締結についてであります。

総括質疑を受け、発注から本契約までの町としての考えを確認したところ、建設課より、議会案件に関しては 4 月半ば以降の決定通知がくる中でそれからの発注準備にかかるので、入札はどうしても 5 月末から 6 月上旬となってしまうとの説明がありました。

委員からは「現場をしっかりと把握し早期に発注できるよう見直すべきだ。」との意見がありました。

今後については、建設課からは県で行っている翌年度予算を前倒しして、前年度で発注している制度もあることから、本町でもその制度が活用できるか、他に対応策はないかを含め、調査研究し、早い段階で発注ができるように努めていきたいとの答弁がありました。

委員会としては施工時期の平準化に向け計画的に進めていくよう指摘しました。

次に所管の「調査事項」について報告いたします。

最初に、上水道料金の改定についてであります。

平成 29 年 3 月末までに簡水を統合することで、上水道事業としての独立採算をとる必要があることから早急に 20%の料金改正をしたいとの説明がありました。

今後は改正予定時期を平成 29 年 4 月 1 日とし、2 年に分けて値上げするとのことで公共料金等審議会に諮問をするとのことです。

委員からは「値上げはすべきではない。」、「住民周知をしっかりとすること。」、「今までの資

金不足が生じるから値上げではなく、住民に理解してもらえるように総括原価方式を進めていくことも検討すべき。」との意見がありました。

上下水道課からは総括原価方式では基本料と従量制に分けることとなり、人件費の分ける比率が難しくなるが、20%値上げの根拠を示すためには総括原価方式のほうが理解されやすいので検討していきたいとの答弁がありました。

委員会としては値上げの根拠をしっかりと示し住民理解に努めるよう指摘しました。

次に、本庁舎整備についてであります。

4月より大規模事業課が新たに設置され、5月19日から6月2日までに行なわれた説明会での住民意見を踏まえ、町として新築建て替えの方針が示されました。

委員からは「移転した場合の本庁舎の活用もしっかり考えるべきだ。」「新築移転した場合は調査・設計・施工を島内業者が関わられるよう配慮すべきだ。」との意見がありました。

大規模事業課からは、移転新築に併せ本庁舎の有効活用を考えていきたい、また、島内業者がどれほどかわれるのかも含め、調査研究していきたいとの答弁がありました。

委員会としては引き続き住民周知、連携をとりながら進めていくよう指摘しました。

次に、新市街地基本計画策定についてであります。

委員会としては、特に港周辺の状況は著しく変化していることから、町として港周辺のまちづくりに対するランドデザインを早急に示すことが必要であることを確認しました。

それについて、大規模事業課に対しては大規模事業課が中心となって観光課、定住対策課と連携しながら早急に進めていくよう強く指摘しました。

また、定住対策課、観光課に対してもピア跡地の利活用や観光既存施設の有効活用などを新市街地基本計画に含め、策定を進めていくよう指摘をしました。

最後に、陳情案件についてであります。

継続審査となっております「TPP 協定を国会で批准しないことを求める陳情」についてであります。この陳情は、TPP 承認案を撤回し法案の廃案を求めており、現状では農林水産分野重要5品目の聖域の確保ができていないなど国会決議に反しており、現在の状況では国会で批准することは到底認められないことから全会一致で「採択」すべしとしました。

最後に、調査事項である「まちづくり対策事業に関する調査」、「地域産業の振興に関する調査」は、閉会中も引き続き、調査研究してまいります。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（高宮陽一）

以上で、「委員長報告」を終ります。

日 程 第 2. 特別委員会の中間報告の件

「特別委員会の中間報告の件」を議題とします。

隠岐の島町会議規則第 47 条第 2 項の規定により、竹島対策特別委員会及び議会活性化特別委員会から調査事項について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

まず、竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：12 番 米澤壽重 議員

○12番（米澤壽重）

竹島対策特別委員会より中間報告をいたします。

当委員会は議会会期中の 6 月 24 日に委員会を開催し、調査・研究してまいりましたので報告いたします。

開催が危ぶまれていた、3 度目の東京集会開催については「日本の領土を守るために行動する議員連盟」会長の新藤義孝衆議院議員と「竹島・北方領土返還要求運動県民会議」の絲原会長に面談し、継続的な東京集会の開催を強く要望いたしました。両会長からの返答によると、東京集会は今年度中の開催を目指し、調整中であるとのことで、誠意のある前向きな回答がありました。

竹島政府系研究機関の設置についてはかねてより、国による体系的な調査・研究事業強化が課題となっていました。溝口知事も県議会の中で、政府に対して設置要請の意向を示していたところではありますが、この度、外務省内に政府系シンクタンクが設置される見通しとなりました。従来遅れがちであった、国が関わったこの体系的な調査・研究機関の設置は「竹島」は日本固有の領土であるとの理解が深まり、竹島の返還運動に更に弾みがつくものと期待されています。

領土教育については戦前の竹島漁猟の様子を描いた絵本「メチのいた島」の電子書籍を全国約 3 万 2,000 の全小・中学校に配布することとなり、授業で活用されることとなりました。

領土教育の教材が全国に向け本町より発信されることはまさに画期的な出来事で、領土教育推進に大いに貢献するものと期待され、高く評価されるところであります。

内閣官房・領土・主権対策企画調整室主催による領土・主権に関する教職員セミナーが本町で11月13日・14日に開催されることとなりました。今回のセミナーは平成26年10月に続き2回目のセミナーで高等学校教職員を対象とし、本町と松江市を主な会場として実施されます。計画されているセミナーの主な目的は本町が一貫して実践している先進的な領土教育の全国的な共有化と、遅れがちな領土教育の推進に狙いがあるものと思われま

す。本町住民有志が自主学習会「恵み豊かな島竹島を語り伝える会」を結成し、竹島啓発と世論喚起に努めることとなりました。第1回は5月21日に開催され、実業家中井養三郎がアシカ猟の独占権を政府に求めた「りやんこ島領土編入並ニ貸下願」を読み解き、その後、活発な意見交換がなされました。第2回以降は「サンフランシスコ平和条約と竹島」・平和解決と「国際司法裁判所」・韓国「独島体験館」体験談・中学生と竹島について話そうなどのテーマで開催される予定となっています。

なお、所管の調査事項につきましては議会閉会中も調査・研究を進めてまいります。

以上をもちまして、竹島対策特別委員会からの報告といたします。

○議長（高宮陽一）

次に、議会活性化特別委員長の発言を許します。

議会活性化特別委員長：6番 平田文夫 議員

○6番（平田文夫）

議会活性化特別委員会の中間報告を行います。

議会活性化特別委員会は、初日に議員発議で隠岐の島議会活性化特別委員会が議決され、6月24日に第1回目の委員会を開催しました。

この特別委員会は、議会の活性化に対する調査・検討をし、町民の負託に的確に応えるため、開かれた議会、公平・公正で透明な議会運営、議員力の向上を目的とした委員会であります。

今後の活動として、まずは、町民の皆さんの声を直接聞くべきという意見が多数あり、旧4か町村にそれぞれ出かけ「意見交換会」を開催することにいたしました。

そして、町民からのご意見・要望をいただき、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」の実現ができるよう委員全員で取組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

なお、意見交換会の開催日程は、7月21日木曜日布施支所会議室、7月22日金曜日五箇生涯

学習センター会議室、7月25日月曜日都万支所会議室、7月28日木曜日日本庁ふれあいセンター2階会議室で、時間はいずれも午後7時からの予定であります。

町民への周知については、町の「広報おきのしま」及びホームページ等で周知を予定しておりますが、議員各位にも意見交換会への出席について格段の配慮をよろしくお願い申し上げます。なお、所管の調査事項については、議会閉会中も調査・検討してまいります。

以上で、議会活性化特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（高宮陽一）

以上で、「特別委員会の中間報告」を終わります。

日 程 第 3. 討 論

「討論」を行います。

会期初日の町長提出議案、承認第4号「平成27年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」から、議第70号「土地売買に関する契約の締結について」までの26件、及び本日の議事日程第1で行いました、各常任委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番 西尾幸太郎 議員

○1番（西尾幸太郎）

議第62号「隠岐の島町都万漁港海岸環境施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場で討論いたします。

この条例改正は、都万の塩の浜をキャンプ施設として利用するために条例の一部改正を行うものです。総括質疑の中で、新たにキャンプ施設を展開するのであれば、町全体のキャンプ施設のあり方について検討すべきと指摘いたしました。しかし、本年度においては既に観光シーズンもスタートしており、早急に塩の浜のキャンプ施設利用の環境整備が必要であることから、本条例改正に賛成したいと思います。

来年度に向け、指摘した本町のキャンプ施設のあり方について、検討されることを期待して、私の賛成討論といたします。

○議長（高宮陽一）

他に討論はありませんか。

(「なし」 の声を確認)

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 4. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず始めに、承認第4号「平成27年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」から、承認第19号「隠岐の島町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について」までの16件について一括して採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、承認第4号から承認第19号までの16件は原案のとおり承認されました。

次に、議第61号「平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、議第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議第62号「隠岐の島町都万漁港海岸環境施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」から議第63号「隠岐の島町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」までの2件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第62号から63号までの2件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第64号「工事請負契約の締結について〔公共下水道管路布設（中町3工区）工事〕」から議第70号「土地売買に関する契約の締結について」までの7件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 64 号から議第 70 号までの 7 件は委員長報告のとおり可決されました。
次に、請願第 1 号「緊急事態基本法の早期制定を求める意見書提出を求める請願」を採決
します。

本案に対する常任委員長報告は、「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、請願第 1 号は委員長報告のとおり決定されました。

次に、陳情第 1 号「TPP 協定を国会で批准しないことを求める陳情」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「採択」です。

本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、陳情第 1 号は委員長報告のとおり決定されました。

次に、要望第 1 号「ふるさと納税制度の取組み強化・改善に関する要望」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「採択」です。

本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、要望第 1 号は委員長報告のとおり決定されました。

以上で、「採決」を終ります。

日 程 第 5. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日お手元に配付のとおり、2 件の議案が委員会提案されました。隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、委員会提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました、発委第 3 号「緊急事態基本法の早期制定を求める意見書」につ

いて、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

総務教育民生常任委員長、7番：齋藤幸廣 議員

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

発委第3号 「緊急事態基本法の早期制定を求める意見書」

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成28年7月1日提出

提出者 総務教育民生常任委員長 齋 藤 幸 廣

隠岐の島町議会議長 高 宮 陽 一 様

発委第3号「緊急事態基本法の早期制定を求める意見書」について提案理由の説明を申し上げます。

5年前に発生した東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。世界の多数の国々はこのような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しているのである。

我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などの初動態勢、例えば部隊の移動、私有地の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動に様々な支障を来し、その結果さらに被害が拡大するのである。

また、原発事故への初動対応の遅れは、事故情報の第1次発信先が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題がある。さらに言えば、我が国の憲法はその前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていない。

平成16年5月にはその不備を補足すべく、民主、自民、公明3党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今日まで置き去りにされている。ここ数年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生している。

よって、国会及び政府におかれては、「緊急事態基本法」を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、防衛大臣、

外務大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、警察庁長官であります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（高宮陽一）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

発委第3号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第4号「TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

産業建設常任委員長、3番：安部大助 議員

○3番（安部大助）

発委第4号 「TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書」

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成28年7月1日提出

提出者 産業建設常任委員長 安部大助

隠岐の島町議会議長 高宮陽一様

発委第4号「TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書」について提案理由の説明を申し上げます。

TPP環太平洋パートナーシップ協定は2月4日に調印を終え、各国での批准作業に移りました。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、「大筋合意」後もその全容を示さないまま「TPP対策費」を含む補正予算を通し、約2,900頁とされる協定及び付属書の公表も2月2日となるなど、きちんと精査する時間も与えないで国会に批准を求めようとしています。国や地域、さらには国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続きはふ

さわしくありません。

一方 TPP 協定は、少なくとも GDP で 85%以上 6 か国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。今行われている米国大統領選挙の候補者の内、TPP「大筋合意」支持は少数派であり、米国の批准は早くても 11 月の大統領・議員選挙後と見られています。

協定の内容も問題です。米麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産品 5 品目全てで大幅な譲歩を行い、くわえて重要 5 品目の 3 割、その他農産品では 98%の関税撤廃を合意しています。さらには政府が「守った」としている重要 5 品目の「例外」も、7 年後に米国など 5 か国と関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今示されている「合意」は、通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあります。これでは地域農業は立ち行きません。

また、透明性や規制の整合性確保を理由に、医療をはじめ健康や暮らしを守る様々な規制・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からも意見を表明できる規定さえあります。TPP と並行して行われてきた日米二国間協議では、アメリカからの規制緩和要求を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るといふ、主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいます。

よって、このような問題が多い、国会決議に違反する TPP 協定の批准は行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長であります。

○議長（高宮陽一）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

発委第 4 号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発委第 4 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 6. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付しましたとおり、各常任委員長・特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長、各特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で、「委員会閉会中の継続審査・調査付託」を終ります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成28年第2回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 11時58分)

以 下 余 白